

土地利用事前協議について

【共通事項】

- 協議者以外の者が協議手続き等を行う場合は、代理人であることを証する書面（委任状）又はその写しを添付してください。

【太陽光発電施設の場合】

- 事前協議書の添付書類2(3)の作成にあつては、次の事項を記載してください。

- ・事業者
- ・工事開始日等
- ・場所
- ・太陽光発電施設
- ・目的
- ・工事、設置内容等
 - 景観にどのように配慮するか
 - 雨水排水処理の方法
 - 土地の形状変更、切土・盛土の有無、土砂の搬出方法など
 - 近隣住民との調整の有無

- 事前協議書の添付書類6の資金計画について、記載してください。

- ・むこう20年間の収支計算書
- ・20年後以降の施設の取り扱い（撤去・維持管理）について

- 事前協議書の添付書類6のその他参考になる図書について、次のものを添付してください。

- ・経済産業省の事業認定通知書の写し
- ・東京電力との電力供給契約等の写し

※事業面積が5万㎡を超える場合は、栃木県の土地利用事前協議の対象になりますので、栃木県総合政策課土地利用調整班（028-623-2267）へご確認ください。